

尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)新旧対照表

改正後	現行
○尼崎市屋外広告物条例 平成20年12月25日 条例第47号 (許可の期間及び条件) 第11条 (略) 2 前項の許可の期間は、<u>3年を超えない範囲内</u>において市長が定める。 (取付完了の届出) 第12条の2 <u>規則で定める広告物等について第8条又は第18条第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る当該広告物等の取付けを完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u> (変更等許可等) 第13条 第8条又は第18条第3項の許可(この項に規定する変更等許可及び次項に規定する更新許可を含む。以下「この条例の規定による許可」という。)を受けた者は、当該この条例の規定による許可に係る広告物の内容を変更し、又は当該この条例の規定による許可に係る広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、<u>その変更、改造又は移転についての市長の許可(以下「変更等許可」という。)</u>を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。 2 この条例の規定による許可 _____を受けた者は、<u>当該この条例の規定による許可の期間の満了後引き続き当該この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、当該この条例の規定による許可の更新についての市長の許可(以下「更新許可」という。)</u>を受けなければならない	○尼崎市屋外広告物条例 平成20年12月25日 条例第47号 (許可の期間及び条件) 第11条 (略) 2 前項の許可の期間は、<u>2年以内</u> _____において市長が定める。 [新設] (変更等の許可等) 第13条 第8条又は第18条第3項の許可 _____ _____ _____を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に<u>変更を加え、又は</u> _____ _____広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ<u>変更等の許可</u> _____ _____を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。 2 <u>第8条又は第18条第3項の許可</u>を受けた者は、<u>当該許可の</u> _____ _____期間の満了後、<u>更に継続して当該許可</u> _____ _____に係る広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、<u>規則で定める期日までに許可の更新の申請をし、許可</u> _____ _____を受けなければならない

改正後	現行
い。 3 第9条第1項、第10条第1項及び<u>第11条から前条までの規定は、変更等許可</u>について準用する。 4 第9条第1項、第10条第1項、<u>第11条及び第12条の規定は、更新許可</u>について準用する。この場合において、第10条第1項中「広告物等が別に定める基準に適合する場合であって、地域の良い景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認める」とあるのは、「<u>第13条第2項に規定する更新許可に係る広告物等の内容と従前の同条第1項に規定するこの条例の規定による許可に係る広告物等の内容とが同一である</u>」と読み替えるものとする。 (禁止地域等) 第15条 次の各号に掲げる地域及び場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。 (1)～(6) (略) (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地の<u>区域(市長が指定する区域に限る。)</u> (8)～(12) (略) 2 市長は、前項第1号、第2号及び第6号から第9号までの規定により区域を、同項第12号の規定により地域又は場所を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。<u>その指定に係る区域、地域又は場所を変更しようとするときも、同様とする。</u> 3 市長は、第1項第1号、第2号及び第6号から第9号までの規定により区域を、同項第12号の規定により地域又は場所を指定したときは、その旨を告示するものとす	い。 3 第9条第1項、第10条第1項及び<u>前2条</u>の規定は、<u>第1項の変更等の許可</u>について準用する。 4 第9条第1項、第10条第1項及び<u>前2条</u>の規定は、<u>第2項の許可の更新</u>について準用する。この場合において、第10条第1項中「広告物等が別に定める基準に適合する場合であって、地域の良い景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認める」とあるのは、「<u>許可の更新に係る広告物等の内容と従前の許可に係る広告物等の内容とが同一である</u>」と読み替えるものとする。 (禁止地域等) 第15条 次の各号に掲げる地域及び場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。 (1)～(6) (略) (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地の<u>うち、市長が指定する区域</u> (8)～(12) (略) 2 市長は、前項第1号、第2号及び第6号から第9号までの規定により区域を、同項第12号の規定により地域又は場所を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。<u>区域又は地域若しくは</u>場所を変更しようとするときも、同様とする。 3 市長は、第1項第1号、第2号及び第6号から第9号までの規定により区域を、同項第12号の規定により地域又は場所を指定したときは、その旨を告示するものとす

改正後	現行
る。<u>その指定に係る区域、地域又は場所</u>を変更したときも、同様とする。 (適用除外) 第18条 次の各号に掲げる広告物等(第5号に掲げる広告物等にあつては、<u>市長の認定を受けた</u>ものに限る。)については、第8条、第14条、第15条第1項及び第16条第1項から第3項までの規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) (5) <u>市が所有し、又は管理する土地又は建物その他の物件(以下「市所有土地等」という。)に表示し、又は設置する広告物等(自家用広告物等又は管理用広告物等に該当するものを除く。以下この号において同じ。)で、当該広告物等に係る広告料として市(当該広告物等の表示又は設置に係る市所有土地等を管理する権限を有するものとして市長その他の市の機関が指定するものを含む。)に支払われる金銭が当該市所有土地等の維持管理その他の市長が別に定める公益的な取組の実施に要する費用に充てられるもの</u> 2 次の各号に掲げる広告物等 _____ _____ については、第8条及び第15条第1項の規定は、適用しない。 (1)～(9) (略) 3 次の各号に掲げる広告物等でその表示又は設置について<u>市長の許可</u>を受けたものについては、第15条第1項の規定は、適用しない。 (1)～(5) (略) (6) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体、商店街振興組合法(昭和37年法律</u>	る。<u>区域又は地域若しくは</u> _____ 場所を変更したときも、同様とする。 (適用除外) 第18条 次の各号に掲げる広告物等(第2号に掲げる広告物等にあつては、<u>規則で定めるところにより市長に届け出たもの</u>に限る。)については、第8条、第14条、第15条第1項及び第16条第1項から第3項までの規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) [新設] 2 次の各号に掲げる広告物等(第9号に掲げる広告物等にあつては、<u>規則で定めるところにより市長に届け出たもの</u>に限る。)については、第8条及び第15条第1項の規定は、適用しない。 (1)～(9) (略) 3 次の各号に掲げる広告物等でその表示又は設置について<u>市長の</u> _____ 許可を受けたものについては、第15条第1項の規定は、適用しない。 (1)～(5) (略) [新設]

改正後	現行
<u>第141号)第2条第1項に規定する組合、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体で、市長の登録を受けたもの(以下この号において「登録団体」という。)</u>が表示し、又は設置する広告物等(自家用広告物等又は管理用広告物等に該当するものを除く。以下この号において同じ。)で、次に掲げる要件の全てを満たすもの <u>ア 当該広告物等に係る広告料として当該登録団体に支払われる金銭が、当該登録団体による地域における公益的な取組(市長が別に定めるものに限る。)の実施に要する費用に充てられること。</u> <u>イ 規則で定める基準に適合すること。</u> 4 (略) (経過措置) 第19条 一の地域若しくは場所(以下「一の地域等」という。)において表示され、若しくは設置されている広告物等が第14条の規定に適合しないこととなった際現に当該一の地域等において適法に表示され、又は設置されている広告物等については、その同条の規定に適合しないこととなった日(以下「基準日」という。)から1年間(_____この条例の規定による許可を_____受けていた広告物等で、基準日における当該この条例の規定による許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等にあつては、規則で定める期間。以下「猶予期間」という。)は、<u>同条</u>の規定は、適用しない。当該猶予期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該猶予期間が経過したときは、当該	4 (略) (経過措置) 第19条 一の地域若しくは場所(以下「一の地域等」という。)において表示され、若しくは設置されている広告物等が第14条の規定に適合しないこととなった際現に当該一の地域等において適法に表示され、又は設置されている広告物等については、その同条の規定に適合しないこととなった日(以下「基準日」という。)から1年間(<u>第8条又は第18条第3項の許可(第13条第1項の変更等の許可及び同条第2項の許可の更新を含む。以下「この条例の規定による許可」という。)</u>を受けていた広告物等で、基準日における当該この条例の規定による許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等にあつては、規則で定める期間。以下「猶予期間」という。)は、<u>第14条</u>の規定は、適用しない。当該猶予期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該猶予期間が経過したときは、当該

改正後	現行
申請に対する処分がなされる日まで、同様とする。 2 前項の規定は、一の地域等が禁止地域等となった場合について準用する。この場合において、同項中「同条の規定に適合しないこと」とあるのは「禁止地域等」と、「<u>同条</u>」とあるのは「<u>、第15条第1項</u>」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定は、一の物件が禁止物件となった場合について準用する。この場合において、同項中「現に当該一の地域等において」とあるのは「現に」と、「同条の規定に適合しないこと」とあるのは「禁止物件」と、「<u>同条</u>」とあるのは「<u>、第16条第1項</u>」と読み替えるものとする。 (広告物等管理者の設置等) 第20条 この条例の規定による許可に係る広告物等(以下この条において「許可広告物等」という。)を表示し、又は設置する者(以下この条において「許可広告物表示者等」という。)は、その表示又は設置に係る許可広告物等について、広告物等を管理する者(以下「広告物等管理者」という。)を置かなければならない。 2 次のいずれかに該当する許可広告物等については、その管理に係る広告物等管理者は、当該号に定める者でなければならない。 (1) <u>規則で定める許可広告物等 規則で定める資格を有する者</u> (2) <u>本市の区域内に住所、事業所又は営業所を有しない許可広告物表示者等が表示し、又は設置する許可広告物等 当該許可広告物等を表示し、又は設置する場所に1時間以内に到達することができる区域として市長が適当と認める区域内に住所又は勤務場所を有する者</u> 3 <u>許可広告物表示者等は、第1項の規定に</u>	申請に対する処分がなされる日まで、同様とする。 2 前項の規定は、一の地域等が禁止地域等となった場合について準用する。この場合において、同項中「同条の規定に適合しないこと」とあるのは「禁止地域等」と、「<u>第14条</u>」とあるのは「<u>、第15条第1項</u>」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定は、一の物件が禁止物件となった場合について準用する。この場合において、同項中「現に当該一の地域等において」とあるのは「現に」と、「同条の規定に適合しないこと」とあるのは「禁止物件」と、「<u>第14条</u>」とあるのは「<u>、第16条第1項</u>」と読み替えるものとする。 (広告物等管理者の設置等) 第20条 この条例の規定による許可に係る広告物等_____を表示し、又は設置する者は_____、広告物等を管理する者(以下「広告物等管理者」という。)を置かなければならない。 2 <u>広告物等を表示し、又は設置する者は、市内に住所、事業所又は営業所を有しない場合においては、市内又は本市に隣接する市に住所を有する者を広告物等管理者としなければならない。</u> 3 <u>この条例の規定による許可に係る広告物</u>

改正後	現行
より 広告物等管理者を置いたときは、規則で定めるところにより、速やかに、<u>その旨</u>を市長に届け出なければならない。広告物等管理者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。 4 <u>許可広告物表示者等</u> _____ に変更があったときは、<u>その表示又は設置に係る許可広告物等について新たに許可広告物表示者等</u>となった者は、規則で定めるところにより、速やかに、<u>その旨</u>を市長に届け出なければならない。 5 <u>許可広告物表示者等及び第1項の規定により当該許可広告物表示者等が置いた</u>広告物等管理者は、その氏名又は住所(<u>許可広告物表示者等</u> _____ が法人である場合は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名)を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、<u>その旨</u>を市長に届け出なければならない。 6 <u>許可広告物表示者等又は第1項の規定により当該許可広告物表示者等が置いた</u>広告物等管理者は、<u>その表示、設置又は管理に係る許可広告物等</u>が滅失したときは、規則で定めるところにより、速やかに、<u>その旨</u>を市長に届け出なければならない。 (管理義務) 第21条 <u>広告物等を表示し、若しくは設置する者又は前条第1項の規定により当該者が置いた</u>広告物等管理者(以下この条において「<u>広告物表示者等</u>」という。)は、市長が別に定めるところにより、<u>その表示、設置又は管理に係る広告物等の劣化及び損傷の状況についての点検を行わなければならない。</u> 2 <u>規則で定める広告物等に限り、前項の規定による点検は、</u>広告物表示者等が規則で	等を表示し、又は設置する者は、<u>広告物等管理者を置いたときは、規則で定めるところにより、速やかに<u>その</u>旨を市長に届け出なければならない。</u>広告物等管理者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。 4 <u>この条例の規定による許可に係る</u>広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、<u>新たに当該広告物等を表示し、又は設置する者</u> _____ となった者は、規則で定めるところにより、速やかに<u>その</u>旨を市長に届け出なければならない。 5 <u>この条例の規定による許可に係る</u>広告物等を表示し、又は設置する者及び _____ 広告物等管理者は、その氏名又は住所(<u>広告物等を表示し、又は設置する者</u>が法人である場合は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名)を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに<u>その旨</u>を市長に届け出なければならない。 6 <u>この条例の規定による許可に係る</u>広告物等を表示し、若しくは設置する者又は<u>広告物等管理者は、当該広告物等</u> _____ が滅失したときは、規則で定めるところにより、速やかに<u>その</u>旨を市長に届け出なければならない。 (管理義務) [新設] [新設]

改正後	現行
<u>定める資格を有していないときは、これを当該資格を有する者に行わせなければならない。</u> 3 <u>第1項に規定するもののほか、広告物表示者等は、その表示、設置又は管理に係る</u> 広告物等に関して補修その他必要な管理を怠らないようにし、これを良好な状態に保持しなければならない。 (業務主任者の選任) 第42条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次の各号に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。 (1) (略) (2) 広告物等の表示及び設置に関して必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)であって、都道府県、指定都市(地方自治法<u>第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。</u>)又は中核市(同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)が開催するものの課程を修了した者 (3)・(4) (略) 2 (略) (罰則) 第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。 (1) <u>第8条の許可(更新許可</u> _____を含む。)を得ないで広告物等を表示し、又は設置した者 (2)～(4) (略)	<u>広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、当該</u> 広告物等に関して補修その他必要な管理を怠らないようにし、これを良好な状態に保持しなければならない。 (業務主任者の選任) 第42条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次の各号に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。 (1) (略) (2) 広告物等の表示及び設置に関して必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)であって、都道府県、指定都市(地方自治法<u>(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。</u>)又は中核市(同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)が開催するものの課程を修了した者 (3)・(4) (略) 2 (略) (罰則) 第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。 (1) 第8条の許可(<u>第13条第2項の許可の更新</u>を含む。)を得ないで広告物等を表示し、又は設置した者 (2)～(4) (略)